

第2節 社会医療法人への移行を考えた場合

STEP 1 移行を考えた場合

STEP 2 障害要因と課題

STEP 3 移行手続き

社会医療法人とは、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を、社会医療法人として認定し、継続して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るために創設されました（医療法第42条の2）。社会医療法人は、一定の収益事業を行うことも可能とされ、病院、診療所及び介護老人保健施設から生じる非収益事業及び本来業務の医療保健業については法人税を非課税とし、直接救急医療等確保事業等の業務の用に供する固定資産の不動産取得税、固定資産税及び都市計画税についても非課税とされます。従って、社会医療法人では、その公益性が強くもとめられます。

社会医療法人の認定要件（下記で具体的な要件の検討を行ってください。）

Ⅰ 同一親族等関係者の制限 医療法第42条の2第1項第1号～3号

具体的要件		チェック
1 役員 の親族等 について	各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員 の総数の3分の1を超えて 含まれることがないこと。 ① 各役員 の配偶者及び三親等以内 の親族 ② 各役員 と婚姻の届出をしてい ないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者 ③ 各役員 の使用人及び使用人以外 の者で当該役員から受 ける金銭その他の財産 によって生計を維持し ているもの ④ ②又は③ に掲げる者の親族でこ れらの者と生計を一に しているもの	<input type="checkbox"/>
2 社団 たる医 療法人 の社員 の親族 等につ いて	各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員 の総数の3分の1を超えて 含まれることがないこと。 ① 各社員 の配偶者及び三親等以内 の親族 ② 各社員 と婚姻の届出をしてい ないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者 ③ 各社員 の使用人及び使用人以外 の者で当該社員から受 ける金銭その他の財産 によって生計を維持し ているもの ④ ②又は③ に掲げる者の親族でこ れらの者と生計を一に しているもの	<input type="checkbox"/>
財団 たる医 療法人 の評議 員の親 族等につ いて	各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員 の総数の3分の1を超 えて含まれることがない こと。 ① 各評議員 の配偶者及び三親等以内 の親族 ② 各評議員 と婚姻の届出をしてい ないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者 ③ 各評議員 の使用人及び使用人以外 の者で当該評議員から 受ける金銭その他の財 産によって生計を維持 しているもの ④ ②又は③ に掲げる者の親族でこ れらの者と生計を一に しているもの	<input type="checkbox"/>

Ⅱ 救急医療等確保事業に係る業務の実施と基準 医療法第42条の2第1項第4号、5号

第1章

医療法人の基礎知識

第2章

課題の確認

第3章

医療法人の選択肢

具 体 的 要 件		チェック	
1 救急医療等確保事業に係る業務の実施	病院又は診療所のうち1以上のものが、救急医療等確保事業に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県で行っていること。	<input type="checkbox"/>	
	〔「救急医療等確保事業」とは、医療計画に記載された医療法第30条の4第2項第5号イからホまでに掲げる <u>いずれかの事業</u> 〕。		
	イ 救急医療		
	ロ 災害時における医療		
	ハ へき地の医療		
	ニ 周産期医療		
ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）			
※二つ以上の都道府県にまたがる厚生労働省管轄の医療法人にあつては、それぞれの都道府県において1つ以上の救急医療等確保事業を行う病院もしくは診療所があることが必要となります。			
2 上記業務に関する実績基準	上記救急医療等確保事業に係る業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。		
	① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	<input type="checkbox"/>	
	② 当該業務を行うための体制	<input type="checkbox"/>	
	③ 当該業務の実績	<input type="checkbox"/>	
<p>この基準は、社会医療法人の認定基準だけでなく、その後の継続基準でもあります。この基準については、別途資料を添付します（P80-86参照）。</p> <p>従って、業務遂行体制や実績基準については、その後においても継続できるよう体制を整備しておかなければなりません。</p> <p>救急医療をはじめ、災害医療、周産期医療、小児医療、へき地医療等の継続実施にあたっては、医師の継続的確保が重要となります。社会医療法人認定を選択される場合は、この医師確保の長期的対策が必要となります。</p>			

Ⅲ 公的な運営に関する要件 医療法第42条の2第1項第6号

	具 体 的 要 件		チェック
1 社会医療法人の運営（医療法施行規則第30条の35の2第1項第1号）	①	理事6名以上、監事2名以上で、それぞれの理事及び監事は、社員総会もしくは評議員会の議決にて選任されること。	<input type="checkbox"/>
	②	理事については、他の同一の団体（ただし、医師会等を除く）の理事、使用人、理事以外の役員又は業務執行社員が3分の1以下であること。監事についても同様であること。	<input type="checkbox"/>
	③	理事、監事あるいは評議員に対する報酬等が、民間事業者の役員の報酬等や従業員の給与あるいは当該医療法人の経理状況等を考慮して、不当に高額にならないような支給の基準を定め、法人内に備置き、必要に応じて閲覧等措置が講じられなければならない。	<input type="checkbox"/>
	④	社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと（P24参照）。	<input type="checkbox"/>
	⑤	株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人もしくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与えないこと（公益法人等に対する特別な利益の供与は除く）。	<input type="checkbox"/>
	⑥	毎会計年度末日における遊休財産額が、本来業務事業損益に係る事業費用を超えないこと。なお、遊休財産額とは、以下の計算式で算出した額となります。 遊休財産額＝（資産の総額－a～dの合計額）×（純資産の額÷資産の総額） a 本来業務や附帯業務、収益業務に供する資産 b 上記業務実施のために使用すると見込まれる財産 c 減価償却累計額を上限とする財産取得資金 d 将来の特定の事業（定款等記載のもの）の実施のために準備される資金	<input type="checkbox"/>
	⑦	他の団体の意思決定に関与することが出来る株式や出資金等を保有していないこと。ただし、議決権の過半数を有していないものを除く。	<input type="checkbox"/>
	⑧	直近の3会計年度及び社会医療法人の認定日の前日までに於いて、法令に違反する事実、帳簿書類に仮装隠蔽の事実その他公益に反する事実のないこと（医療法人もしくは理事長に医療に関する法令にて罰金刑以上の刑事処分を受けていないことや、医療監視の結果重大な不適合が見つかり改善勧告が行われたがその改善がなされなかった場合などを含む。）。	<input type="checkbox"/>
2 社会医療法人の事業（医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号）	①	社会保険診療報酬の額及び社会保険診療報酬と同一の基準により計算される労災保険診療報酬あるいは健康増進事業の収入及び助産に関わる収入（1回につき50万円を超える場合には50万円まで）の合計額が、医療法人の本来業務事業収益、附帯業務収益及び収益業務収益の合計額の80%を超えること。 $\frac{\text{社会保険診療} + \text{労災保険診療} + \text{健康増進} + \text{助産に係る収入金額}}{\text{全収入金額（事業収益の合計額）}} > 80\%$	<input type="checkbox"/>
	②	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。	<input type="checkbox"/>
	③	医療診療により収入する金額が、医師・看護師等の給与、医療の提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の100分の150以内の額であること。	<input type="checkbox"/>

Ⅳ 解散時の残余財産の帰属先の制限 医療法第42条の2第1項第7号

具体的要件		チェック
残余財産の帰属先の制限	定款又は寄附行為において、解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。	<input type="checkbox"/>

第1章

医療法人の基礎知識

Ⅴ その他

具体的要件		チェック
理事会機能の充実	全ての理事をもって構成される理事会を置き、その運営については以下のことが定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。	<input type="checkbox"/>
	① 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。	<input type="checkbox"/>
	② 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。	<input type="checkbox"/>
	③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。	<input type="checkbox"/>
	④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 イ 定款又は寄附行為の変更 ロ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ハ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の保有額の決定及び取崩し ヘ 収支予算及び決算の決定 ト 剰余金又は損失金の処理 チ 借入金額の最高限度額の決定	<input type="checkbox"/>
	⑤ 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	<input type="checkbox"/>
	⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。	<input type="checkbox"/>

第2章

課題の確認

第3章

医療法人の選択肢

別添1

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンライン体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>1 又は2の基準に該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険</p>

<p>医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p>	<p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く）12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数を3で除した件数（災害医療においても同じ。）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>		

精神科救急医療 の場合	次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、保護室、面会室等）を有していること。	次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に係る事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定すること。②から④までにおいて同じ。） ②休日（深夜を除く。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数
----------------	---	---	---

			<p>※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。</p>
<p>災害医療</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設(診療に必要施設は耐震構造を有すること。)をすべて有していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 集中治療室 (2) 診療部門(診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等)及び病室 (3) 備蓄倉庫 2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 簡易ベッド (2) 携帯用医療機器 (3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資 (4) 自家発電装置 (5) トリアージタッグ (6) 救急用自動車 (7) 広域災害・救急医療情報システムの 	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制(いわゆるオンコール体制も含む。)を常に確保していること。 3. 厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム(DMAT)を有していること。 	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。 2. 当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県又は国が実施する防災訓練 (2) 国が実施する災害派遣医療チーム(DMAT)研修 3. 過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

<p>へき地医療 ※「へき地」とは、 へき地保健医療対 策実施要綱（平成 13年医政発第5 29号）に基づく へき地をいう。</p>	<p>端末 3. 当該病院の敷地内又は近接地にヘリコ プターの離発着場を確保していること。</p> <p>1又は2の基準に該当すること。 1. 当該病院がへき地医療施設として必要 な診療部門（診察室、処置室、臨床検査 施設、エックス線診療室、調剤所等）及 び病室を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護 師住宅を有していること。 2. 当該診療所がへき地診療所（へき地保 健医療対策実施要綱に基づくへき地診療 所をいう。）として必要な診療部門（診 察室、処置室等）を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護 師住宅を有していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在 地の都道府県が定める医療計画において へき地医療の確保に関する事業に係る医 療連携体制に係る医療提供施設として記 載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法 人が当該へき地診療所の所在地の都道府 県において病院を開設する場合にあって は、当該すべての病院において、へき地 の患者を受け入れるための病室その他へ き地医療施設として必要な診療部門（診 察室、処置室、臨床検査施設、エックス 線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へ き地の患者を受け入れる体制を常に確保 していること。</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1又は2の 基準に該当すること。 1. 当該病院において直近に終了した会計 年度におけるへき地に所在する診療所 （当該病院が所在する都道府県内のへき 地に所在する診療所に限る。）に対する 医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数 で乗じた日数をいう。）が53人以上 であること。 2. 当該病院において直近に終了した会計 年度におけるへき地（当該病院が所在す る都道府県内のへき地に限る。）におけ る巡回診療の延べ診療日数（診療日数を 医師数で乗じた日数をいう。）が53人 日以上であること。 へき地診療所の場合、次の基準に該当する こと。 当該へき地診療所において直近に終了 した会計年度における診療日が209日</p>
--	---	--	--

			以上であること。
<p>周産期医療</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設をすべて有していること。</p> <p>(1) 母体胎児集中治療管理室</p> <p>(2) 新生児集中治療管理室</p> <p>(3) 診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら周産期患者のために使用される病床をいう。）</p> <p>2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。</p> <p>(1) 分娩監視装置</p> <p>(2) 新生児用呼吸循環監視装置</p> <p>(3) 超音波診断装置</p> <p>(4) 新生児用人工換気装置</p> <p>(5) 微量輸液装置</p> <p>(6) 保育器</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制及び緊急帝王切開術を実施できる体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において直近に終了した3会計年度における分娩実施件数を3で除した件数が500件以上であること。</p> <p>2. 当該病院において直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を3で除した件数が10件以上であること。</p> <p>なお、「母体搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送をいう。</p> <p>3. 当該病院において直近に終了した3会計年度におけるハイリスク分娩管理加算の算定件数が3件以上であること。</p>
<p>小児救急医療</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が小児救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において小児救急医</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であるこ</p>

	<p>査施設、エックス線診療室、調剤所等)及び専用病床(専ら小児救急患者のため使用される病床をいう。)又は優先的に使用される病床(専用病床を有していないが、小児救急患者のために一定数確保されている病床をいう。)を有していること。</p>	<p>療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において小児救急患者に対して医療を提供する体制(いわゆるオンコール体制も含む。)を常に確保していること。</p>	<p>と。</p> <p>※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日(深夜を除く。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日の加算の算定件数</p> <p>③深夜において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p>
--	--	---	--

社会医療法人の障害要因と課題

前述の基準の中で、多くの医療法人が障害要因とされているのは、以下の4点です。

- 障害要因① 理事、監事、評議員等（役員等）について、親族等の数がそれぞれの役員等の割合において、いずれも3分の1以下になるようにすること。
- 障害要因② 夜間休日の救急搬送750件以上であること（3年平均）の業務実績基準
- 障害要因③ 同上実績基準の継続
- 障害要因④ 理事等の報酬

障害要因①	<p>特定医療法人の項目でも触れたように、医療法人に勤務する医師あるいは職員からそれぞれの責務に応じて理事に引き上げる、あるいは強力な連携関係にある他の医療機関の医師もしくは職員、地域の学識経験者や町内会の役員などに理事もしくは評議員に依頼するなど対策が必要です。すでに地域に根差した社会福祉法人の理事や評議員の選出方法も参考になりますので、直接の意見交換をされるのも対策の一つです。いずれにせよ、医療機関は地域に根差してその安定と発展を遂げていくものと思われまますので、自法人の職員のみならず、連携医療機関、あるいは系列医学部あるいは地域の町内会もしくは近隣の社会福祉法人等との協力関係を理事、評議員への就任を通してお願いする必要があると思われまます。それらの方々は、医療機関の安定と発展を希望しています。ただ、社員や理事、監事になる方の審査については社員総会等でしっかり行うことが求められることは言うまでもありません。</p>
障害要因②	<p>実績そのものですので、件数を増す努力が求められます。</p>
障害要因③	<p>前項の②が結果であるのに対し、③は今後の経営目標であり、必達数値となります。その際の重要な問題は、(イ)人的確保、すなわち、医師・看護師等医療スタッフが継続的に確保される体制の確保です。人事制度や教育制度、職員の福利厚生あるいは優秀な医師・看護師等医療スタッフが継続的に確保されるルートの整備が求められるところです。例えば、非課税で蓄積された利益から、優秀な人材への奨学金制度を立ち上げ、継続的な医師、看護師、スタッフの確保・養成を図る等も一例です。社会医療法人の場合、障害要因は、社会医療法人自らが役割を目標に定め、変革を遂げていく課題と捉え、前向きに考えた方がよいでしょう。</p> <p>継続的に認定基準を満たしていけない場合、現状では、社会医療法人に移行した以降の法人税の非課税を受けて蓄積された所得の累積額について、認定取り消し時に一括課税となります。蓄積された所得の累積額は、必ずしも現金や預金という形で医療法人内に留保されてはいません。一般には土地・建物への整備資金や医療機器等の充実に利用されていますから、一括納税には耐えられないと推測されますので、その後の一般医療法人としての存続も危うくなります。</p>
障害要因④	<p>社会医療法人の場合、特定医療法人のような形式基準は採用していません。医療機関の規模や地域差もありますので、民間事業者の役員報酬や使用人の給与あるいは当該医療法人の経理状況等を勘案して、不当に高額にならないことが求められているに止まります。また、それらの支給にあたっては、支給の基準を定めて法人内に備え置き、必要に応じて閲覧等の措置が講じられなければならないこととなっています。</p>

社会医療法人への移行手続き

I 社員総会決議

下記の内容について社員総会で決議を行ってください。

1 出資持分の放棄又は払戻しに関する事項

出資持分の放棄について決議します。出資持分は、出資者の財産ですから、放棄については本人の意思確認が大切です。移行手続きに必ずしも必要なものではありませんが、社員総会決議の他に申出書等（P71参照）を作成することが望ましいです。反対する社員については、出資持分の払戻しを検討します。その払戻しの金額については、前章P16を参照してください。

2 定款変更に関する事項

イ	出資持分に関する事項（定款例：第36条参照） 議事の中で、退社時に出資額を払戻さないこと、および解散時にも出資額を払い戻さないこと、解散時の残余財産については、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属せしめることを決議します。
ロ	社員の親族等の割合（定款例：第20条参照） 定款の中で、社員のうち親族等の割合を3分の1以下にする旨の取り決めを行います。定款変更と同時に社員の構成を替え、親族等の割合が3分の1になるようにします。
ハ	役員（理事、監事）の親族等の割合（定款例：第15条、第16条第2項参照）。 役員（理事、監事）の定数をそれぞれ理事6名以上、監事2名以上として、その親族等の割合は3分の1以内とする旨の取り決めをおこない、定款変更を行います。役員（理事、監事）の親族等の割合を3分の1以下にした場合、現理事・監事の見直しが必要になります。定款変更を行った社員総会で、入れ替わる理事・監事の退任、辞任、選任の議決を行います。その議決の日をもって理事・監事の辞任・就任を行います。理事長は、理事の互選で決まりますので、その理事就任の日に理事会を開催し、理事長の互選をおこない、法務局への届出を準備します。もちろん、特段の理由がない限り、理事長は医師もしくは歯科医師となります。また、監事については、理事の親族等あるいは医療法人の従事者はなれない旨の取り決めを定款に記載します。定款変更申請と一緒に、理事、理事長、監事の変更届を都道府県知事に提出して下さい。 なお、理事、監事の辞任・就任の日については、定款変更認可の日とする、停止条件付決議も可能です。その場合、理事長は定款変更認可後に理事会を開催して、理事長を互選します。

II 診療報酬規程等の整備

申請をする前までに以下の項目を取り決めておかなければなりません。

- ① 社会保険診療報酬に準じた自費診療報酬規程
- ② 役員報酬規定（役員退職金規程を含む。）

Ⅲ 社会医療法人認定申請書とその添付書類及び証拠書類

社会医療法人の認定申請書とその添付書類（厚生労働省医政局「医療法人・医業経営のホームページ」に掲載）とその証拠書類を都道府県知事に提出します。その際定款変更申請書も同時に提出して下さい。提出の前に、書類を揃えて、事前相談をします。社会医療法人の認定にあたっては、医療審議会に意見を聞くこととなっていますので、その日程調整も含め、相談します。なお、その提出された資料の確認のために各都道府県の担当者が病院にて実地調査を行います。

Ⅳ 認定後の手続き

社会医療法人の認定を受けた場合には、認定を受けた日の前日までの期間を事業年度とみなして、決算申告を行います。認定の日から社会医療法人として事業が開始されますので、注意が必要です。この認定の日は、各都道府県にて話し合っ決めて決めますが、当然、月初にて認定を受けることが実務的には進めやすくなります。

また、認定を受けた日より2週間以内に「社会医療法人〇〇会」と名称変更を登記します。さらに登記後、登記事項及び登記の年月日を遅滞なく、都道府県知事に届け出て下さい。同時に、認定書の写し及び新定款を添付して、所轄税務署長に「社会医療法人の認定に関する届出書」を提出します。

◆ 社会医療法人への移行手続き

手続き種類	提出先	提出書類
社会医療法人認定申請	都道府県知事 (厚生労働省管轄の場合は、所轄の都道府県を通じて厚生労働省)	1. 社会医療法人認定申請書 2. 決算届 3. 医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類 4. 医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類 5. 公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(詳細は、別紙書式一覧 P92-93参照)
定款変更申請	都道府県知事 (厚生労働省管轄の場合は、所轄の都道府県を通じて厚生労働省)	1. 定款変更申請書 2. 定款新旧対照表 3. 現行定款 4. 改正後定款案(P94~参照) 5. 社員総会議事録(定款変更を取り決めた社員総会の議事録) 6. 収益業務を行う場合には別途添付書類の他、2年間の変更事業計画書、変更予算書等を添付 (詳細は、別紙書式一覧 P92-93参照)
社会医療法人の認定に関する届出書	所轄税務署	1. 社会医療法人の認定に関する届出書

*その他登記後、登記事項及び登記の年月日を遅滞なく、都道府県知事に届け出て下さい。

書式については、厚生労働省医政局「医療法人・医業経営のホームページ(6)厚生労働大臣所管の医療法人の設立認可、届出等の手続について」より必要書式を打ち出して、利用して下さい。各書式に書き方が記載されています。

ホームページのアドレスは

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyuu/midashi.html>

1. 社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧	申請時	毎決算後	備考
<input type="checkbox"/> 社会医療法人認定申請書	○	-	
<input type="checkbox"/> 決算届	-	○	
<input type="checkbox"/> 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）			
<input type="checkbox"/> 添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
<input type="checkbox"/> 添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
<input type="checkbox"/> 添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
<input type="checkbox"/> 添付書類4（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類5（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）			
<input type="checkbox"/> 添付書類6（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
<input type="checkbox"/> 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	-	
<input type="checkbox"/> 書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
<input type="checkbox"/> 書類付表2（経理等に関する明細表）	○	○	
<input type="checkbox"/> 書類付表3（保有する資産の明細表）	○	○	※
<input type="checkbox"/> 添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後3月以内の届出に係る書類のうち都道府県又は地方厚生局において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載（(3)を除く。）がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

※○が記載されている書類を添付して下さい。

2. 定款(寄附行為)変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧	
<input type="checkbox"/>	定款(寄附行為)変更認可申請書
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更内容(新旧条照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあつては、理事会(評議員会)の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)	
<input type="checkbox"/>	収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
<input type="checkbox"/>	新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
<input type="checkbox"/>	土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、医療法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧	
<input type="checkbox"/>	事業報告書
<input type="checkbox"/>	財産目録
<input type="checkbox"/>	貸借対照表
<input type="checkbox"/>	損益計算書
<input type="checkbox"/>	監事の監査報告書
	医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)	
	上記に掲げる書類
<input type="checkbox"/>	純資産変動計算書
<input type="checkbox"/>	キャッシュ・フロー計算書
<input type="checkbox"/>	附属明細表
<input type="checkbox"/>	公認会計士又は監査法人の監査報告書

注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

(2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。

(3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。

(4) 該当する書類にチェックをすること。

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会医療法人は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の37に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。 • 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）が必要であること。 • 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 • 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第16条第4項において同じ。） • 本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合に

3 本団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院）
- (2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院）
- (3) 〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所）
- (4) 〇〇県医療計画に記載された周産期医療（〇〇病院）
- (5) 〇〇県医療計画に記載された小児救急医療（〇〇病院）

第5条 本団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の経営

第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただ

は、掲げる必要はない。（以下、第16条第4項及び第17条第5項において同じ。）

- 本項には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。
- 当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
- 本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
- 本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

- 不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

し、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) ○○病院の病床の増床（平成○○年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成○○年実施予定）
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成○○年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第12条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない

- 財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。
- 特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

- 任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）
- 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。
- 社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士

い。

- 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員

第15条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名
(2) 監事 2名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数分の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

又は監査法人の監査報告書及び本社の定款」とする。

- 社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。
- 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

- 理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。

• 役員親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 役員のうち1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

• 他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。

- ① 他の同一の団体

<p>3 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>4 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第17条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本団の財産の状況を監査すること。</p>	<p>（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者</p> <p>② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <ul style="list-style-type: none"> • 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第33条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならないこと。 （法第47条参照） • 理事の職への再任を妨げるものではない。
---	--

- (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第19条 役員報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては支給しない。

第5章 社員

第20条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

第21条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

- 社員の親族等とは、次に掲げる者とする。
 - ① 社員のいずれか1人
 - ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第22条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除 名
- (2) 死 亡
- (3) 退 社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第23条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第6章 会議

第24条 会議は、理事会及び社員総会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第26条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。

第27条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

• 退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

• 募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。
(法第54条の3第2項)

• 総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 社員の入社及び除名
- (11) 本社の解散
- (12) 他の医療法人との合併契約の締結
- (13) その他重要な事項

第29条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第30条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第31条 社員は社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第32条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第7章 定款の変更

第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

第34条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、○
○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第35条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、○
○県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第36条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

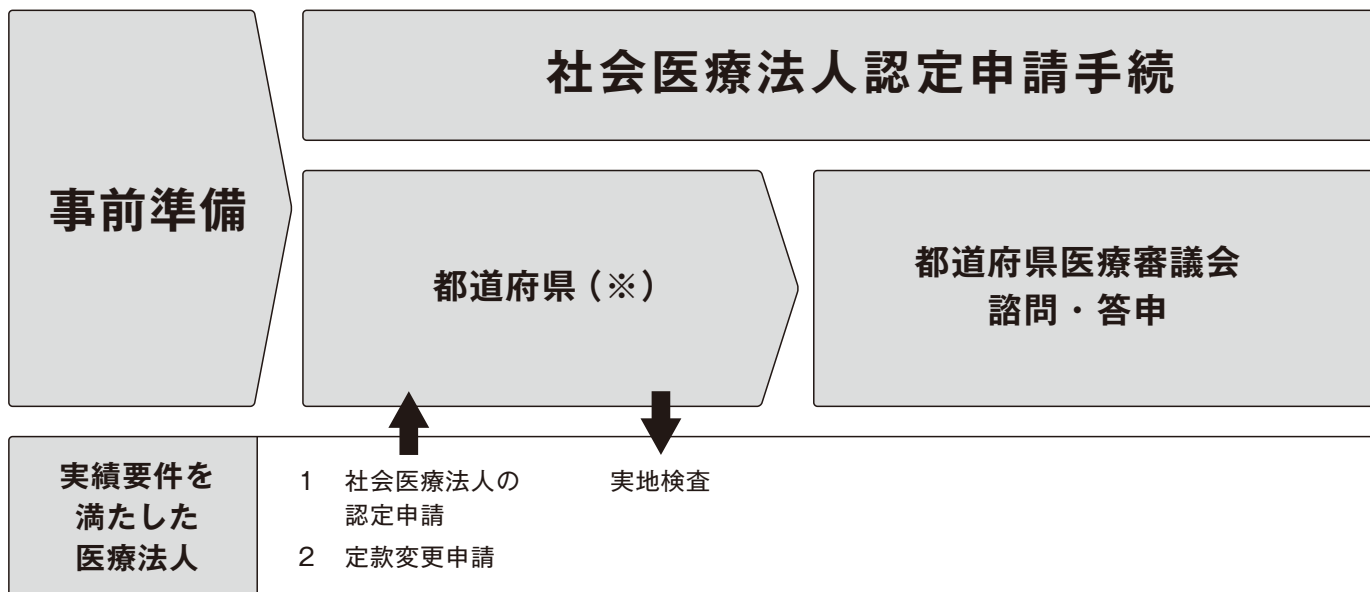
第37条 本社は、総社員の同意があるときは、○
○県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第9章 雑則

第38条 本社の公告は、官報（及び○
○新聞）によって行う。

第39条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

社会医療法人の認定申請



※厚生労働大臣所管法人の場合は、都道府県に提出し、厚生労働省が行う。

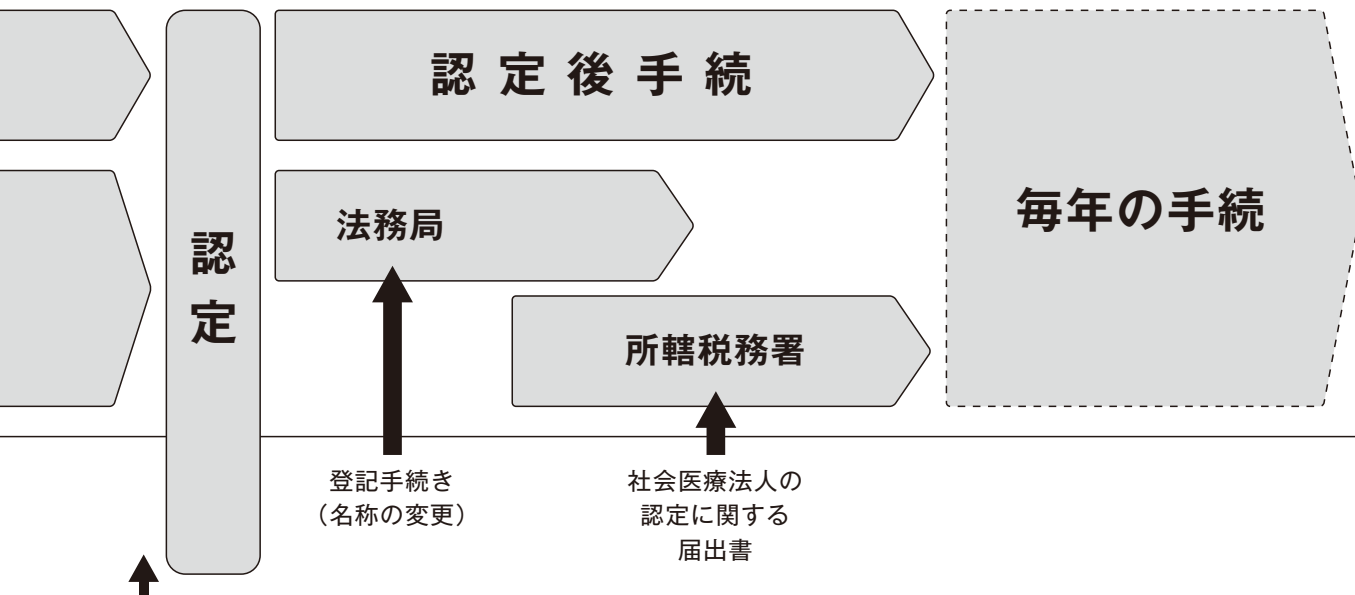
申請時に用意する書類

- 1 社会医療法人関係書類
 - ①社会医療法人認定申請書 ※1
 - ②決算届
 - ③別表(医療法42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類 ※1
 - ④医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類 ※1
 - ⑤公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類 ※1
(詳細は、別紙書式一覧P92-93参照)
- 2 定款変更認可申請関係書類
 - ①定款変更認可申請書
 - ②定款の新旧対照表
 - ③現行定款
 - ④改正後定款案 (P94~参照)
 - ⑤社員総会議事録
 - ⑥収益業務を行う場合には別途書類の他、2年間の変更事業計画書、変更予算書等を添付
(詳細は、別紙書式一覧P92-93参照)

→ P91 で
確認して下さい

注 ※1は厚生労働省医政局ホームページよりダウンロードが出来ます。

手続きのスケジュール（概要）



※社会医療法人の認定を受けた日の前日をもって
これまでの医療法人が解散したものとして、
所轄税務署に決算申告を行う。

（・その他登記後、登記事項及び登記の年月日を
遅滞なく、都道府県知事に届け出て下さい。）

第1章
医療法人の背景と
基礎知識の理解

第2章
出資持分に内在する課題

第3章
影響度の測定